

燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例
の一部改正について

燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例（平成25年
燕市条例第9号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例の一部を
改正する条例

燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例(平成25年燕市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか」を加え、「必要な事項を定めることにより、空き家等が」を「空き家が」に改める。

第2条第1号から第7号までを次のように改める。

- (1) 空き家 市内に所在する法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 空き地 市内に所在する土地(立木その他の土地に定着するものを含む。)であって使用がされていないことが常態であるもの(国又は地方公共団体が所有し、又は管理するもの及び当該土地を販売し、又は賃貸する事業を行うものが販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)をいう。
- (3) 管理不全空き家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。
- (4) 特定空き家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (5) まちなか 燕市立地適正化計画に定める居住誘導区域をいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (7) 所有者等 法第5条に規定する所有者等をいう。

第4条中「特定空き家等」を「空き家等」に改める。

第5条第1項中「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条第1項」を「法第7条第1項」に、「空き家等の対策」を「空き家の対策」に改め、同条第3項中「有効促進」を「有効な活用促進」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 市は、空き家等の所有者等に対して、燕市空き家・空き地活用バンクに関する情報の提供その他必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

第6条第1項中「特定空き家等」を「管理不全空き家等又は特定空き家等」に、「空き家等」を「空き家」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

(所有者等の責務)

第7条 空き家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適正な管理に努めるとともに、国、県又は市が実施する空き家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、空き家等の活用及び流通の促進に努めるとともに、国、県又は市が実施する空き家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第9条中「及び空き家の跡地」を削る。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条中「空き家等が特定空き家等の状態」を「空き家が管理不全空き家等若しくは特定空き家等の状態」に改める。

第13条中「空き家等が特定空き家等の状態」を「空き家が管理不全空き家等又は特定空き家等の状態」に改める。

第14条を次のように改める。

(勧告)

第14条 市長は、前条に規定する助言及び指導をした場合において、当該所有者等に対し、次に掲げる区分に応じ、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 管理不全空き家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるとき。

(2) 特定空き家等の状態が改善されないと認めるとき。

第15条の見出しを「(特定空き家等の命令)」に改め、同条第1項中「前条の規定による勧告」を「前条第2号の規定による特定空き家等の勧告を受けた所有者等が正当な理由なく当該勧告」に改める。

第16条第1項第2号中「空き家等」を「特定空き家等」に改める。

第18条第1項中「空き家等」を「空き家」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。